



# 山形県公報

平成17年10月25日(火)  
第1687号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則.....(建築住宅課)...1176

### 告 示

鳥獣保護区の存続期間の更新.....(環境保護課)... 同  
 昭和40年11月県告示第1022号(鳥獣保護区設定)の一部改正.....( 同 )...1177  
 昭和47年10月県告示第1598号(鳥獣保護区設定)の一部改正.....( 同 )... 同  
 昭和58年10月県告示第1515号(鳥獣保護区設定)の一部改正.....( 同 )...1178  
 昭和59年10月県告示第1308号(鳥獣保護区設定)の一部改正.....( 同 )... 同  
 昭和60年10月県告示第1300号(鳥獣保護区設定)の一部改正.....( 同 )... 同  
 銃猟禁止区域の指定.....( 同 )...1179  
 平成15年10月県告示第968号(銃猟禁止区域の指定)の一部改正.....( 同 )...1180  
 平成16年10月県告示第1023号(銃猟禁止区域の指定)の一部改正.....( 同 )... 同  
 家畜伝染病発生の届出.....(生産流通課)...1181  
 種畜証明書の交付.....( 同 )... 同  
 国土調査の成果の認証.....(農村計画課)... 同  
 同.....( 同 )... 同  
 道路の区域の変更.....(村山総合支庁西村山総務建築課)...1182  
 県道の供用の開始.....( 同 )... 同

### 教育委員会関係

#### 告 示

山形県教育委員会10月定例会の招集..... 同  
 山形県指定天然記念物の指定の解除.....1183  
 昭和50年2月県教育委員会告示第4号(山形県指定史跡名勝天然記念物)の一部改正..... 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

平成17年1月23日執行の山形県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の  
 要旨の訂正..... 同

### 病院事業局関係

#### 規 程

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程.....1186

### 公 告

大規模小売店舗の新設の届出.....(商業経済交流課)... 同  
 一般競争入札の公告.....(村山総合支庁建設総務課)...1187  
 県営住宅入居者の一般公募.....(村山総合支庁建築課)...1188

## 規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月25日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第79号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和37年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第3項の表区域の欄中「酒田市」を「酒田市（平成17年10月31日における酒田市の区域に限る。）」に、「寒河江市」を「酒田市（平成17年10月31日における酒田市の区域を除く。）」寒河江市に、「庄内町」を「及び庄内町」に改め、「八幡町、松山町及び平田町」を削る。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第918号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成17年10月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 名 称 千歳山鳥獣保護区
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針
  - イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区
  - ロ 鳥獣保護区の指定目的  
当該区域は、山形市の市街地に隣接しており、古くより阿古耶姫の伝説「阿古耶の松」の千歳山として広く親しまれるとともに、市民の憩いの場やレクリエーションの場として多くの市民に利用されている。地域内では、身近な鳥類に加え、カモシカの目撃も容易で、自然とのふれあいの場として非常に重要な地域である。  
狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場を確保するため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。
- 2 (1) 名 称 出羽三森鳥獣保護区
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針
  - イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区
  - ロ 鳥獣保護区の指定目的  
当該区域は、天童市の市街地に隣接し、神社・史跡等が存在する多くの市民が訪れるエリアで、地元小学校の自然観察学習の場としても利用されており、身近な鳥類等とのふれあいの場として重要な地域である。  
狩猟等による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場を確保するため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

- 3 (1) 名 称 東根鳥獣保護区  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで  
(4) 保護に関する指針  
イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区  
ロ 鳥獣保護区の指定目的  
当該地域は、白鷹町の南東部に位置し南陽市と長井市に隣接しており、最上川と鷹戸屋山に挟まれた区域である。植生は、40～50年生のスギ人工林を主体とする針葉樹林が多く、コナラ等の広葉樹林のほか、池沼、田畑等も混在し、カモシカ等の多様な鳥獣の良好な生息地となっている。  
狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

## 山形県告示第919号

昭和40年11月県告示第1022号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成17年11月1日から施行する。  
平成17年10月25日

山形県知事 齋 藤 弘

第1項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで  
第1項に次の1号を加える。  
(4) 保護に関する指針  
イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区  
ロ 鳥獣保護区の指定目的  
当該区域は、天童市の市街地に隣接し、神社・史跡等が存在する多くの市民が訪れるエリアで、地元小学校の自然観察学習の場としても利用されており、身近な鳥類等とのふれあいの場として重要な地域である。  
狩猟等による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場を確保するため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

## 山形県告示第920号

昭和47年10月県告示第1598号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成17年11月1日から施行する。  
平成17年10月25日

山形県知事 齋 藤 弘

第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
3 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで  
第3項の次に次の1項を加える。  
4 保護に関する指針  
(1) 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区  
(2) 鳥獣保護区の指定目的  
当該地域は、白鷹町の南東部に位置し南陽市と長井市に隣接しており、最上川と鷹戸屋山に挟まれた区域である。植生は、40～50年生のスギ人工林を主体とする針葉樹林が多く、コナラ等の広葉樹林のほか、池沼、田畑等も混在し、カモシカ等の多様な鳥獣の良好な生息地となっている。  
狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

## 山形県告示第921号

昭和58年10月県告示第1515号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正する。

平成17年10月25日

山形県知事 齋 藤 弘

第4項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間 平成15年11月1日から平成17年11月1日まで

## 山形県告示第922号

昭和59年10月県告示第1308号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成17年11月1日から施行する。

平成17年10月25日

山形県知事 齋 藤 弘

第2項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

第2項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、寒河江川右岸の金池山の西側に位置する急峻な地形をもつ地域で、尾根付近はブナ - チシマザサ群落のほか、キタゴヨウやクロベ等が混在し、中・低標高地はブナ - ミズナラ群落及びスギ植林地、川沿いはヤナギ高木群落と非常に変化に富んだ植生になっている。

このような自然環境から、ツキノワグマ、カモシカ等の大型獣類をはじめとする多様な鳥獣が生息しているため、大井沢鳥獣保護区に指定し、鳥獣等の保護繁殖を図ってきたところであるが、既設鳥獣保護区の北側にイヌワシの営巣地が確認されたことから、狩猟による立ち入りやノウサギ等の餌動物の減少等を防ぎ、イヌワシの保護繁殖を図るため、営巣地周辺域を含めるよう鳥獣保護区を拡大するものである。

## 山形県告示第923号

昭和60年10月県告示第1300号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成17年11月1日から施行する。

平成17年10月25日

山形県知事 齋 藤 弘

第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

第1項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、山形市の市街地に隣接しており、古くより阿古耶姫の伝説「阿古耶の松」の千歳山として広く親しまれるとともに、市民の憩いの場やレクリエーションの場として多くの市民に利用されている。地域内では、身近な鳥類に加え、カモシカの目撃も容易で、自然とのふれあいの場として非常に重要な地域である。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場を確保するため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

第2項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

第2項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、銅山川と祓川の間位置する1,000メートル前後の山々が連なる急峻な山岳地帯で、多くの沢が入り込み、変化に富んだ地形で、植物は大半がブナ - チシマザサ群落、ブナ - ミズナラ群落で、一部キタゴヨウ - クロベ群落やヒメヤシャブシ - タニウツギ群落の見られる天然広葉樹林となっており、クマタカなど猛禽類の生息が確認されているほか、ツキノワグマやカモシカなどの森林鳥獣をはじめ、多種多様な鳥獣にとって極めて良好な生息環境であるため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

第3項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

第3項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、梵字川流域に位置し、大部分が磐梯朝日国立公園（出羽三山朝日地区）に含まれ、渓谷が複雑に入り込んだ急峻な地形が続いている。ブナ - チシマザサ群落やヒメヤシャブシ - タニウツギ群落等の自然植生が中心であるが、一部地域には、伐跡群落やブナ - ミズナラ群落やスギ植林地等も広がり、非常に変化に富んだ植生になっている。

このような自然環境から、当該地域にはイヌワシをはじめとする非常に多くの鳥獣が生息しているため、主要な生息地域については、県が田麦俣鳥獣保護区、仏沢鳥獣保護区を指定するとともに、国指定の大鳥朝日鳥獣保護区が指定されるなど、鳥獣の保護繁殖を図ってきたところである。

しかし、当該地域では、月山ダム湖、梵字川周辺でのレジャー等により人の入り込みが増加したため、鳥獣の生息環境や生息状況の悪化が懸念されており、こうした生息環境等の悪化を防ぎ、鳥獣の保護繁殖を図るには、国道112号線以南の梵字川流域沿いの田麦俣地区全体をひとつの鳥獣保護区として一体的に管理していくことが必要のため、既設田麦俣鳥獣保護区を拡大するものである。

区域の拡大にあたっては、当該地域内に生息するイヌワシの行動圏に合わせることにより、狩猟による餌動物の減少を防ぎ、イヌワシの保護繁殖を併せて図るものである。

#### 山形県告示第924号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、銃猟禁止区域を次のとおり指定する。

平成17年10月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 名 称 貫津銃猟禁止区域
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
- 2 (1) 名 称 山口銃猟禁止区域
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
- 3 (1) 名 称 今宿銃猟禁止区域
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

- (3) 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
- 4 (1) 名称 鬼ノ目銃猟禁止区域  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
- 5 (1) 名称 最上川中山緑地銃猟禁止区域  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
- 6 (1) 名称 神室少年自然の家銃猟禁止区域  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
- 7 (1) 名称 蛭沢銃猟禁止区域  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
- 8 (1) 名称 愛宕山公園銃猟禁止区域  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
- 9 (1) 名称 庄内空港銃猟禁止区域  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成17年11月1日から平成26年10月31日まで
- 10 (1) 名称 酒田銃猟禁止区域  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成17年11月1日から平成25年10月31日まで
- 11 (1) 名称 藤島銃猟禁止区域  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
- 12 (1) 名称 遊佐銃猟禁止区域  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## 山形県告示第925号

平成15年10月県告示第968号(銃猟禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成17年11月1日から施行する。  
平成17年10月25日

山形県知事 齋 藤 弘

第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、第11項を第10項とする。

## 山形県告示第926号

平成16年10月県告示第1023号(銃猟禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成17年11月1日から施行する。  
平成17年10月25日

山形県知事 齋 藤 弘

第10項を削り、第11項を第10項とし、第12項から第15項までを1項ずつ繰り上げる。

山形県告示第927号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成17年10月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 家畜伝染病の種 類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭 数 | 発 生 場 所       | 発 生 年 月 日  |
|-----------|-------|-----------|-----|---------------|------------|
| ヨ ー ネ 病   | 牛     | 患 畜       | 1   | 上市市小倉字大森山1964 | 平成17.10.13 |

山形県告示第928号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成17年10月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 証 明 書 番 号              | 家畜の種類 | 品 種     | 名 前   | 飼 養 者               |                                |
|------------------------|-------|---------|-------|---------------------|--------------------------------|
|                        |       |         |       | 住 所                 | 名 称                            |
| 平 1 7<br>山形地臨<br>第 3 号 | 牛     | 黒 毛 和 種 | 美 津 光 | 新庄市大字鳥越字一本松<br>1076 | 山形県農業総合研<br>究センター<br>畜 産 試 験 場 |
| 平 17<br>山形地臨<br>第 4 号  | 牛     | 黒 毛 和 種 | 平 景 茂 | 新庄市大字鳥越字一本松<br>1076 | 山形県農業総合研<br>究センター<br>畜 産 試 験 場 |

山形県告示第929号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成17年10月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
南陽市
- 2 調査を行った期間  
平成15年5月9日から平成17年3月9日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
南陽市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
萩生田、中落合、西落合、長瀬、坂井の各一部
- 5 認証年月日  
平成17年10月18日

山形県告示第930号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成17年10月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
白鷹町
- 2 調査を行った期間  
平成15年5月9日から平成17年2月25日まで

- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
白鷹町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字大瀬の一部
- 5 認証年月日  
平成17年10月18日

## 山形県告示第931号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年10月25日から同年11月7日まで縦覧に供する。

平成17年10月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 西村山郡大江町大字月布字地ノ沢497番4から<br>同 518番1まで | 旧    | 54.2メートル<br>と<br>8.0  | メートル<br>192 |
| 同 上                                 | 新    | 54.2メートル<br>と<br>20.0 | 同 上         |

## 山形県告示第932号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年10月25日から同年11月7日まで縦覧に供する。

平成17年10月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 大江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字月布字地ノ沢497番4から  
同 518番1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年10月25日

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第15号

山形県教育委員会10月定例会を次のとおり招集した。

平成17年10月25日

山形県教育委員会  
委員長 伊 藤 晴 夫

- 1 招集の日時 平成17年10月27日（木） 午後1時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 公立高等学校の設置者の変更の認可について  
(2) 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の指定について

- (3) 山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令の制定について
- (4) 教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (5) 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (7) 平成18年度山形県立高等学校並びに山形県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の入学者募集について
- (8) 平成19年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について
- (9) 教職員の人事について

## 山形県教育委員会告示第16号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第32条第2項の規定により、次のとおり山形県指定天然記念物の指定を解除した。

平成17年10月25日

山形県教育委員会  
委員長 伊藤 晴 夫

## 天然記念物の部

| 名称        | 所在地      | 地番          | 地目 | 地積      | 所有者  | 所有者の住所 | 解除年月日      |
|-----------|----------|-------------|----|---------|------|--------|------------|
| 草岡の大明神ザクラ | 長井市草岡字夏止 | 694<br>(の内) | 宅地 | 381.42㎡ | 横山秀一 | 所在地に同じ | 平成17年7月14日 |

## 山形県教育委員会告示第17号

昭和50年2月県教育委員会告示第4号（山形県指定史跡名勝天然記念物）の一部を次のように改正する。

平成17年10月25日

山形県教育委員会  
委員長 伊藤 晴 夫

## 天然記念物の部の表中

|                |               |              |             |    |             |      |            |      |
|----------------|---------------|--------------|-------------|----|-------------|------|------------|------|
| 平成11年<br>4月30日 | 草岡の大明<br>神ザクラ | 長井市草岡<br>字夏止 | 694<br>(の内) | 宅地 | 381.42<br>㎡ | 横山秀一 | 所在地に<br>同じ | を削る。 |
|----------------|---------------|--------------|-------------|----|-------------|------|------------|------|

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第150号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により平成17年3月8日付け山形県選挙管理委員会告示第39号にて公表した平成17年1月23日執行の山形県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成17年10月25日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

| 候補者氏名       | 齋藤 弘       | 所属党派   | 無所属        | 期間        |  | 平成16年12月10日から<br>平成17年1月22日まで | 第1回分 |
|-------------|------------|--------|------------|-----------|--|-------------------------------|------|
| 出納責任者氏名     | 伊藤 尚彦      |        |            |           |  |                               |      |
| 収入<br>主たる寄附 |            |        |            | 支出        |  |                               |      |
| (氏名又は団体名)   |            | (職業)   | (寄附額)      | 費目        |  | 金額                            |      |
| ネクスト山形47の会  |            | 資金管理団体 | 12,000,000 | 人件費       |  | 5,429,000                     |      |
|             |            |        |            | 家屋費       |  | 3,149,344                     |      |
|             |            |        |            | (イ)選挙事務所費 |  | 2,525,768                     |      |
|             |            |        |            | (ロ)集合会場費  |  | 623,576                       |      |
|             |            |        |            | 通信費       |  | 107,486                       |      |
|             |            |        |            | 交通費       |  | 46,416                        |      |
|             |            |        |            | 印刷費       |  | 1,727,250                     |      |
|             |            |        |            | 広告費       |  | 1,120,665                     |      |
|             |            |        |            | 文具費       |  | 238,876                       |      |
|             |            |        |            | 食糧費       |  | 345,859                       |      |
|             |            |        |            | 休泊費       |  | 738,265                       |      |
|             |            |        |            | 雑費        |  | 824,735                       |      |
| その他の寄附      |            |        | 件          |           |  |                               |      |
| その他の収入      |            |        | 3,000,000  |           |  |                               |      |
| 今回計         |            |        | 15,000,000 | 今回計       |  | 13,727,896                    |      |
| 前回計         |            |        |            | 前回計       |  |                               |      |
| 総計          |            |        | 15,000,000 | 総計        |  | 13,727,896                    |      |
| 報告書受理年月日    | 平成17年2月7日  |        |            | 第1回報告分    |  |                               |      |
| 訂正年月日       | 平成17年9月30日 |        |            |           |  |                               |      |

| 候補者氏名        | 齋藤 弘              | 所属党派    | 無 所 属      | 期間         | 平成17年1月6日から<br>平成17年1月6日まで 第2回分 |  |
|--------------|-------------------|---------|------------|------------|---------------------------------|--|
| 出納責任者氏名      | 伊藤 尚彦             |         |            |            |                                 |  |
| 収 入<br>主たる寄附 |                   |         | 支 出        |            |                                 |  |
| (氏名又は団体名)    | (職 業)             | (寄 附 額) | 費 目        | 金 額        |                                 |  |
|              |                   | 円       | 人 件 費      | 円          |                                 |  |
|              |                   |         | 家 屋 費      | 399,000    |                                 |  |
|              |                   |         | (イ) 選挙事務所費 |            |                                 |  |
|              |                   |         | (ロ) 集合会場費  | 399,000    |                                 |  |
|              |                   |         | 通 信 費      | 124,431    |                                 |  |
|              |                   |         | 交 通 費      |            |                                 |  |
|              |                   |         | 印 刷 費      |            |                                 |  |
|              |                   |         | 広 告 費      |            |                                 |  |
|              |                   |         | 文 具 費      |            |                                 |  |
|              |                   |         | 食 糧 費      |            |                                 |  |
|              |                   |         | 休 泊 費      |            |                                 |  |
|              |                   |         | 雑 費        |            |                                 |  |
|              |                   |         |            |            |                                 |  |
| そ の 他 の 寄 附  |                   | 件       |            |            |                                 |  |
| そ の 他 の 収 入  |                   |         |            |            |                                 |  |
| 今 回 計        |                   |         | 今 回 計      | 523,431    |                                 |  |
| 前 回 計        |                   |         | 前 回 計      | 13,727,896 |                                 |  |
| 総 計          |                   |         | 総 計        | 14,251,327 |                                 |  |
| 報告書受理年月日     | 平成17年2月24日 第2回報告分 |         |            |            |                                 |  |
| 訂正年月日        | 平成17年9月30日        |         |            |            |                                 |  |

## 病院事業局関係

### 規 程

山形県病院事業管理規程第14号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年10月25日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項本文中「開始及び終了の時刻」を「割振り」に、「及び午後5時」を「から午後5時15分まで」に改め、同項ただし書を削り、同条第4項中「開始及び終了の時刻」を「割振り」に改め、同条第5項中「あたり」を「当たり」に改める。

第11条第1項第1号中「正午から午後零時45分まで」を「午後零時15分から午後1時まで」に改め、同項第2号中「午後零時45分から午後1時まで」を「午後3時から午後3時15分まで」に改め、同条第3項ただし書を削る。

第12条第2項中「開始及び終了の時刻並びに」を「割振り及び」に改める。

第24条の2第2項中「勤務時間の開始及び終了の時刻を当該勤務時間の開始及び終了の時刻」を「時間帯について勤務時間を割り振られたもの」に改める。

第40条第1項中「開始及び終了の時刻」を「割振り」に改める。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成18年2月25日まで縦覧に供する。

平成17年10月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コープなかのくち  
酒田市東栄町10番37号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号  
専務理事 松本 政裕
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号  
専務理事 松本 政裕  
有限会社木村屋 鶴岡市山王町9番地25号  
代表取締役 吉野 隆一  
ロイヤルネットワーク株式会社 酒田市新橋一丁目4番地の10  
代表取締役 仲條 啓三  
有限会社カフェフード 酒田市下安町10番地5  
代表取締役 本間 昇介
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成18年6月12日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,640.201平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 80台
- (2) 駐輪場の収容台数 43台
- (3) 荷さばき施設の面積 140.74平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 74.52立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前10時から午後10時まで。ただし、年間60日は午前9時から午後11時まで、年間10日は午前6時15分から午後11時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで。ただし、年間60日は午前8時30分から午後11時30分まで、年間10日は午前6時から午後11時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

## 8 届出年月日

平成17年10月11日

## 9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年2月25日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年10月25日

山形県村山総合支庁長 佐 藤 洋 樹

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁本庁舎603会議室（6階）
- (2) 日 時 平成17年11月10日（木） 午前10時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）
- (2) 調達予定数量 1,285トン
- (3) 調達する物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期間 契約締結の翌日から平成18年3月31日まで
- (5) 納入方法及び納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、少数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者であること。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速かつ確実に納入できる体制であることを証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号023(621)8185

5 入札参加資格の確認等

この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書と3の(2)及び(3)に係る証明書を次に掲げる日時及び場所に持参するものとする。

- (1) 受付期間 平成17年10月25日（火）から同年11月1日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 受付場所 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

8 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (2) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (3) 詳細については入札説明書による。

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年10月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称        | 所在地           | 形式   |      | 公算戸数 | 区分  | 家賃              |                             |                             |                             |                             | 金      | 要            |                             |
|-----------|---------------|------|------|------|-----|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------|--------------|-----------------------------|
|           |               | 住宅形式 | 坪単価  |      |     | 収入が12万,000円以下の者 | 収入が130,000円を超え150,000円以下の場合 | 収入が150,000円を超え170,000円以下の場合 | 収入が170,000円を超え190,000円以下の場合 | 収入が190,000円を超え210,000円以下の場合 |        |              | 収入が210,000円を超え230,000円以下の場合 |
| 県営十日町アパート | 山形市十日町一丁目7-13 | 2DK  | 53.9 | 3    | 一般用 | 25,000          | 30,300                      | 35,800                      | 41,300                      | 47,700                      | 54,800 | 3月分の家賃に相当する額 | 準身可                         |
| 同 十日町アパート | 同             | 同    | 54.0 | 1    | 同   | 25,000          | 30,300                      | 35,900                      | 41,400                      | 47,800                      | 54,900 | 同            | 準身可                         |
| 同 十日町アパート | 同             | 同    | 55.1 | 5    | 同   | 25,500          | 31,000                      | 36,600                      | 42,300                      | 48,800                      | 56,000 | 同            | 準身可                         |
| 同 十日町アパート | 同             | 3DK  | 65.6 | 15   | 同   | 30,400          | 36,900                      | 43,600                      | 50,300                      | 58,100                      | 66,700 | 同            |                             |
| 同 十日町アパート | 同             | 同    | 65.7 | 3    | 同   | 30,400          | 36,900                      | 43,700                      | 50,400                      | 58,200                      | 66,800 | 同            |                             |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。
  - イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
    - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
      - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
      - b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
      - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
    - (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
    - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
      - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
      - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
      - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間（平成16年8月以降の公募）のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成17年11月4日から同月15日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間AM10:00～PM4:30）  
（ただし、郵送の場合は、平成17年11月15日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成18年1月1日